

介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業に関する兵庫県からのお知らせ

標記のことについて、厚生労働省から介護保険最新情報 Vol.1011(令和3年9月28日)を通じて公表されていましたが、現時点で確認できた情報について次のとおりお知らせいたします。

なお、申請手続や時期等は 現在調整中のため、分かり次第、以下の HP でお知らせする予定です。

※ HP 名「介護サービス事業所・施設向け新型コロナウイルス感染対策関連情報」

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html>

※ **現時点では、詳細未定のため、県へのお問い合わせはお控えください。**

1 補助対象経費

次の 10 品目に限定され、記載以外の品目は補助対象となりません。

区分	対象品目
衛生用品	マスク、手袋、消毒液、ガウン、ゴーグル、フェイスシールド、キャップ、清拭クロスの 8 品目のみ
感染防止対策に要する備品	パーテーション、パルスオキシメーターの 2 品目のみ

2 補助金の額等

購入した上記品目の合計額(消費税抜き)とサービスごとに定められた基準単価【別添 PDF「基準単価表」参照】と比較して少ない額を補助します(1,000 円未満の端数は切り捨て)。

申請にあたり、購入した上記品目のレシートを保存願います(申請書類への添付は不要)。

3 補助対象期間

令和3年10月から12月末までの3ヶ月間【期間限定】

※ 期間中に購入された対象経費を1回にまとめて申請(原則、電子申請)いただく予定です。

※ 令和3年10月から12月までの間に新規の指定を受けた事業所・施設については、指定日以降が補助対象期間となります。

4 現時点でのスケジュール

以下のとおり準備を進めています。

令和3年12月中旬 申請様式の上記 HP への掲載

令和4年1月上旬 申請受付開始

※ **医療系の介護サービスを行う医療機関等(病院、診療所、薬局、訪問看護事業所)に医療の補助金が支給される場合は、本事業の申請はできません【重複申請となります】。**

- ・病院又は診療所である通所リハビリテーション事業所
- ・介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所である短期入所療養介護事業所
- ・訪問看護事業所
- ・病院又は診療所である訪問リハビリテーション事業所
- ・居宅療養管理指導事業所
- ・介護療養型医療施設